



私立幼稚園教諭賃貸住宅賃借料等補助金の申請について



I 補助金について

幼稚園教諭免許取得後、同一の市内私立幼稚園に勤務している新卒2年目までの方がひとり暮らしをする場合に、新卒4年目までを限度として家賃の一部を補助します。

II 補助対象と補助限度額

1 対象者（①～④すべてに該当する方）

- ① 民間賃貸住宅における賃貸契約の名義人であること。
なお、原則単身世帯に限る。
- ② 幼稚園教諭免許状を取得後、同一の市内私立幼稚園に勤務している新卒2年目までの方であること。
- ③ 市内幼稚園に常勤幼稚園教諭（週30時間以上）勤務していること。
- ④ 施設長または法人役員でないこと。

2 補助対象経費

- ① 賃借料
- ② 共益費
- ③ 管理費

※敷金・礼金・更新料・仲介手数料・保証金、駐車場料金・マンション組合費は対象外。

3 補助金額

補助対象経費3/4と30,000円のいずれか低い方。

ただし、幼稚園から住宅手当が出ている場合は、補助対象経費3/4から住宅手当を控除した額と、30,000円のいずれか低い方。

※算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

例①) 家賃60,000円 共益費2,000円 (60,000円+2,000円)×3/4=46,500円	支給額30,000円
例②) 家賃60,000円 共益費2,000円 住宅手当27,000円 (60,000円+2,000円)×3/4-27,000円=19,500円	支給額19,000円
※1,000円未満切捨てるため	

※この補助金は課税対象です。所得税の確定申告または市県民税の申告が必要になる場合があります。また、実績報告が必要です。

4 対象期間

新卒4年目までの最長4年間。ただし、半期ごとに要申請。

III 補助金交付時期

1回目：10月下旬予定（4月～9月分）

2回目：4月下旬予定（10月～翌年3月分）の年2回を予定

※交付時期に関しては、流動的になります。

IV 申請の流れ

1. 申請書の提出 ※前期分(4~9月分)と後期分(10~3月分)の2回【要申請】

下記書類を揃え、交付申請手続きをお願いします。

【提出書類】

- 私立幼稚園教諭賃貸住宅賃借料等補助金交付申請書(第1号様式及び別紙)
- 幼稚園免許状の写し(初回申請時のみ)
- 賃貸借契約書の写し(初回申請時とその契約内容に変更があった場合のみ)
※契約期間を更新した契約書の提出が出来ない場合は更新の内容がわかる
証明書(写し可)を提出すること
- 誓約書(初回申請時のみ)

※前期(4月~9月)分は8月頃、後期(10月~3月)分は2月頃に、それぞれ幼稚園を通じてご案内いたします。



2. 交付決定通知書の送付

上記申請を受けて、交付決定通知を送付いたします。



3. 実績報告および請求書の提出(毎年10月、3月)

毎年10月頃(1回目)、3月頃(2回目)に、下記書類を揃え、実績報告をお願いします。

【提出書類】

- 私立幼稚園教諭賃貸住宅賃借料等補助金実績報告書(第4号様式及び別紙)
- 私立幼稚園教諭賃貸住宅賃借料等補助金請求書(第6号様式)
- 住民票の写し(松戸市外在住の場合のみ、1ヶ月以内のもの)
- 補助金振込先口座の通帳の写し
- 補助対象経費の支出内容がわかるもの(領収書の写し、通帳の写し等)



4. 交付額決定通知書の送付および支給

上記申請を受けて、交付額決定通知を送付し、指定口座に支給します。



5. 補助要件が継続する場合は、後期も同様に手続きを行う

※大まかな流れの説明になります。詳細や各種書類につきましては、幼児教育課より園を通じて、ご案内いたします。

※勤務状況や住宅補助等確認および証明が必要なため、園を通じてのご連絡になります。



松戸市役所 子ども部 幼児教育課

TEL : (047) 701-5126

mail : mcyoujik@city.matsudo.chiba.jp

〒271-8588 松戸市根本 387 番地の5